

## 申請にあたっての重要説明事項

本補助金に係る重要説明事項を以下のとおり御案内しますので、必ず御確認・御理解の上で申請をお願いします。

1. 本補助金は、「草津市創業支援補助金交付要綱」および「草津市補助金等交付規則」に基づくものです。

→補助金の交付を受けようとする場合において、交付申請書のほか、市に提出または報告のあった内容に虚偽がある場合や法令に違反している場合は、交付決定の取消や交付済の補助金の全額返還等の処分を受ける場合があります。

2. 補助金の交付決定日以降での行為（発注・契約・支出行為）に伴う経費にしか補助金の対象にはなりません。

→「U/Iターン者枠」を申請される方で、申請時点で既に市内に転入して住民登録を有している場合（6か月を経過していないこと）は、移転費を補助対象経費とすることはできませんので、御注意ください。

3. 補助事業の内容等を変更する際には事前に市の承認が必要です。

→交付決定後、本市への事前の届出なく補助事業の内容を変更した場合、当該交付決定を取消す場合があります。

4. 補助金交付決定を受けても、年度内に事業が完了せず、実績報告書等を提出できない場合は、補助金は受け取れません。

→交付金を受けようとする事業は、交付決定のあった年度内（3月31日）に完了するものに限りです。（※事業の完了とは、「様式第1号（事業計画概要書）」に記載された事業内容が全て完了していることを指します。）

なお、実績報告書等の提出期限は事業の完了時期により異なるため、御注意ください。

5. 実際に受け取れる補助金は「交付決定通知書」に記載した交付金額よりも少なくなる場合があります。

→実績報告時に提出いただく「様式第2号（実績概要報告書）」等により交付金額を確定します。

6. 市の他の補助金の交付を受けている事業は補助対象となりません。

→申請した補助事業の内容について、市の他の補助金の交付を併用することはできません。（国や県、その他の支援機関等が支援する他の制度との併用は、補助事業の内容が重複しない場合に限り認められます。）

7. その他

→本補助金の交付を受けるにあたり、必要な事務手続については、市ホームページに記載するもののほか、市担当課からの指示に従うものとします。